

# 経 済 産 業 省

20201221 貿局第2号  
輸出注意事項2020第39号  
輸入注意事項2020第19号  
経済産業省貿易経済協力局

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日  
付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を改正する規程  
を次のとおり制定する。

令和2年12月23日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部改正につい  
て

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日  
付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を別紙の新旧対  
照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、欧州連合の法令が英国に適用されなくなる日から施行する。

「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）

改正後	現行
<p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、<u>欧州連合</u>、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、<u>英国</u>、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>	<p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、エスワティニ、<u>欧州共同体</u>、ガボン、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>

# 経 済 産 業 省

20201221 貿局第2号  
輸出注意事項2020第40号  
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年12月23日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中タンザニアに係る部分 令和3年1月3日
- 二 改正規定中カタールに係る部分 令和3年2月2日

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後	現行
<p>別紙第2</p> <p>適用除外品目は、以下のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について、<u>平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号</u>）3-4に該当する場合は除く。）</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙第2</p> <p>適用除外品目は、以下のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について、<u>平成30年9月3日 薬食発0903第1号、平成20180829製局第2号、環保企発第1808319号</u>）3-4に該当する場合は除く。）</p> <p>(以下略)</p>

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現行
<p>アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、<u>カタール</u>、大韓民国、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、<u>タンザニア</u>、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・<u>ネイビス</u>、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>